

契約取消権(5～7条)

宮下 修一 Miyashita Shuichi 中央大学法科大学院教授
 博士(法学)。専門は民法・消費者法。消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会」委員等を歴任。



「媒介」の委託を受けた第三者および代理人の行為と事業者の責任

第3回から前回まで5回にわたり、事業者自身が不当な勧誘を行った場合における契約取消権について検討してきました。

しかしながら、世の中では、事業者自身が直接に勧誘をするのではなく、事業者から委託を受けた第三者や事業者の代理人が勧誘を行うことがまみられます。例えば、事業者である携帯電話会社が消費者である顧客との携帯電話サービス契約の締結につき携帯電話の販売会社に対して業務委託を行い、それに基づいて委託を受けた販売会社が消費者に対して契約締結の勧誘を行うというケースがこれに当たります。ここでは、第三者である販売会社が間に入ることによって、事業者である携帯電話会社と消費者である顧客との携帯電話サービス契約の締結を「媒介」していることとなります。

ところが、この第三者や代理人が不当な勧誘を行った結果、消費者である顧客が誤認や困惑をして契約を締結することも少なくありません。例えば、前記のケースで、本来は携帯電話の料金が割高になるプランであるにもかかわらず、販売会社が、それが安くなるという事実と異なることを告げる(＝不実告知)によって消費

者が誤認して契約を締結するという場合がこれに当たります。

このような場合には、厳密に言えば、そうした不当な勧誘は販売会社が行ったものであって事業者自身が行ったものではないのですが、販売会社の勧誘は事業者からの委託を受けて行われたわけですから、消費者からすれば、両者を区別してとらえることは難しいでしょう。

そこで、消費者契約法(以下、法)5条は、事業者から「媒介」の委託を受けた第三者や代理人が、前回まで検討してきた法4条1～4項の不当勧誘を行った場合に、同条を準用して消費者が契約取消権を行使することを認めています。

「媒介」「第三者」「代理人」とは何か

まず、事業者から「媒介」の委託を受けた「第三者」が不当勧誘を行った場合を念頭に置くのが、法5条1項です。また、事業者の「代理人」や事業者から委託を受けた第三者の「代理人」が不当勧誘を行った場合を念頭に置くのが、法5条2項です*1。

ここでいう「第三者」とは、事業者から直接の委託を受けた者だけではなく、その者からさらに委託を受けた者、またその先に続く多段階にわたる委託を受けた者を含む、非常に広い概念

* 1 後述するように、法5条1項は、民法96条2項の特則である。また、法5条2項は、法4条が規定する不当勧誘行為が行われた場合には、代理行為(代理人のした行為[意思表示])の瑕疵(かし)(詐欺・強迫等)の有無について代理人を基準として判断する旨を定めた民法101条1項と同様の取扱いをすることを明確にしたものである。

です。同様に、「代理人」も、復代理人、またその先に続く数次にわたる復代理人を含む、やはり広い概念です。

問題となるのは、「媒介」です。現在の消費者庁の『逐条解説』*2では、「媒介」とは「他人間に契約が成立するように、第三者が両者の間に立って尽力すること」と定義されています。

法5条1項の適用が争われた裁判例に目を向けてみると、その多くが、顧客と販売業者との商品等の購入時に、販売業者が間に入って顧客と信販会社との間で締結されたクレジット契約(立替払契約)に関するものです。クレジット契約を締結する際には、契約締結に至るまでの段階で、本来の契約の当事者である信販会社が登場することはありません。実際には、当該信販会社と加盟店契約を締結している販売業者が、自らの売買契約等を締結するのと同時に、信販会社の委託を受けてクレジット契約の締結を行います(売買契約とクレジット契約の申込書が一体となって綴られていて、必要事項が複写式で記載されるようになっているのが通例です)。そこで、事業者である信販会社から消費者契約であるクレジット契約の「媒介」の委託を受けた第三者である販売業者が、法4条に規定されている不当勧誘行為をしたとして、法5条1項に基づく契約の取消しを求めるケースがまみられるようになりました*3。

ところが、実は、以前の『逐条解説』では、ここでいう「両者の間に立って尽力する」とは、「通常、契約締結の直前までの必要な段取り等を第三者が行っており、事業者が契約締結さえ済ま

せればよいような状況」を指すものとして、かなり狭くとらえる解釈が示されていました。そのため、裁判例の中には、クレジット契約に関して、信販会社は最終段階で消費者に対する意思確認等を行っており「契約締結さえ済ませればよい」という状況にはなっていないかつとして法5条1項の適用を否定したものもありました(三島簡裁平成22年10月7日判決、『消費者法ニュース』88号225ページ)。

もっともその一方で、同じクレジット契約に関する裁判例の中には、以前の『逐条解説』の限定的な解釈には言及せずに、同条文の適用を認めたものもありました(大津地裁長浜支部平成21年10月2日判決、『消費者法ニュース』82号206ページ)。また、学説でも、法が立法された当初から、「媒介」には、委託する尽力の対象が消費者契約締結の一連の過程の一部に限定される場合も含まれるとする見解が有力に展開されてきました*4。

この点については、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会(以下、専門調査会)でも議論がなされましたが、2015年8月に公表された専門調査会の「中間取りまとめ」において、必ずしも契約締結の直前までの必要な段取り等を第三者が行うような場合でなくても「媒介」の委託に該当する可能性があることを明らかにするかたちで、以前の『逐条解説』の記載を改めるという方向性が示されました。これを受けて、現在の『逐条解説』は、そのようなかたちで記載が改められています*5。

*2 消費者庁「消費者契約法逐条解説」http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/annotations/
なお、以前の『逐条解説』では「媒介」については、「ある人と他の人との間に法律関係が成立するように、第三者が両者の間に立って尽力すること」と定義されていた。

*3 なお、割賦販売法には、2008年の改正によって、特定商取引法の対象となる取引(通信販売を除く)に関する個別クレジット契約(個別信用購入あっせん関係受領契約)の締結に際して不実告知または故意による事実の不告知があった場合には、当該個別クレジット契約を取り消すことができる旨の規定(35条の3の13～35条の3の16)が設けられた。したがって、同規定が適用される場面では、消費者契約法5条1項による解決の必要性はやや小さくなっている。

*4 当時の議論状況については、宮下修一「消費者契約と媒介—消費者契約法5条の意義」静岡大学法政研究16巻1～4号合併号(2012年)35～77ページ(静岡大学学術リポジトリ(https://shizuoka.repo.nii.ac.jp/?page_id=13)で検索・全文閲覧可能)。

*5 現在の記載は、次のとおりである。「本条の趣旨を考慮すれば、両者の間に立って尽力することには、必ずしも契約締結の直前までの必要な段取り等を第三者が行っていないかつ、これに該当する可能性があるものと考えられる」。

法5条1項と民法96条2項との関係

ところで、法5条1項は、第三者により詐欺が行われた場合に契約の取消しを認める民法96条2項の特則と位置づけられています。ただ、民法では、第三者の詐欺によって締結させられた契約の相手方が第三者の詐欺について知っていること(悪意)、または知ることができたこと(有過失)が要件とされています*6。これに対して、法5条1項は、契約の相手方となる事業者の主観的な事情を要件としていない点(さらに、詐欺とまではいえなくとも、不実告知など法4条1～4項に規定する行為をした場合であればよい点)では、民法よりも要件が緩やかに設定されています。

ところが逆に、「第三者」については、前述したように、事業者から「媒介」の「委託」を受けていることが要件とされており、民法と比べると縛りが掛けられています。専門調査会では、いわゆる「劇場型勧誘」などのように、複数の者によって不実告知等の不当な勧誘が行われる場合には、そもそも「委託」関係があったことを立証することが困難であることから、「媒介」の「委託」の有無にかかわらず、民法96条2項と同様に、第三者が法4条に規定する不当勧誘行為をしたことについて事業者が故意または有過失である場合に、消費者に対して契約取消権を付与する旨の規定を設けるべきであるという議論がなされました。しかしながら、最終的な合意が得られず、専門調査会が2015年に公表した「報告書」(2015年報告書)および2017年に公表した「報告書」(2017年報告書)では、いずれも今後の検討課題とされました。

実効的な被害救済のためには一刻も早く検討を再開すべきですが、差し当たり、一定の関係

があれば「媒介」の「委託」の存在を推定する等の方法によって対処することが望めます。

法4条・5条と民法96条の関係

消費者契約法4条1～4項および5条の規定が適用される場面では、既に述べたように、詐欺・強迫を理由とする取消しを定めた民法96条の規定の適用が考えられることもしばしばあります。そこで、法6条は、その場合にはどちらの規定も適用可能であることを確認的に規定しています。

取消権を行使した消費者の返還義務

消費者が、法4条・5条に基づき契約取消権を行使した場合には、その効力はどうなるのでしょうか。取消しの効力については法11条1項により民法の規定に従うこととなりますが、民法121条によれば、取消しがなされた契約は、最初から無効であったものとみなされることとなります。

すなわち、もともと契約がなかったことになるのですから、契約を締結した両当事者が相手方から何らかの給付を受けていた場合には、それらの給付は契約という「法律上の原因」がなくなり「不当利得」となりますので、それぞれ返還しなければなりません。ただし、多くの場合には、取消権を行使した消費者は、契約を締結した時点では取消しの原因があることを知らない(=善意である)わけですから、民法703条に従い、「その利益の存する限度」(=現存利益)で返還すればよいこととなります。従来は、このように考えられてきました。

ところが、2017年に行われた民法改正において、無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、その者が意思無能力者*7ある

*6 2017年の民法改正以前は相手方の主観的要件は悪意のみであったが、同改正により、有過失も加えられた(なお、改正民法は、2020年4月1日に施行される予定である)。

いは制限行為能力者(未成年者や成年被後見人等)である場合等を除き、相手方を原状に復させる義務(=原状回復義務)を負う旨の規定が新設されました(改正民法121条の2)。そうすると、消費者が契約を取り消した場合には、従来考えられていた「現存利益」よりも広い範囲の利益を返還しなければならなくなる可能性が出てきます。

そこで、2016年に行われた法改正で法6条の2が新設され、消費者契約を法4条に規定されている不当勧誘行為が行われたことを理由に取り消した場合に、給付を受けた当時消費者がそのような取消事由があることを知らなかったときは、民法121条の2第1項の規定にかかわらず、事業者から受けた給付については現存利益の範囲でのみ返還すればよい旨が規定されることになりました。この規定は、改正民法が施行される2020年4月1日から施行されることになっています。

契約取消権の行使期間等

これまで契約取消権行使の要件と効果について検討をしてきましたが、この取消権はいつからいつまで行使できるのでしょうか。

法7条1項では、取消権は「追認をすることができる時」から1年間、また、「消費者契約の締結の時」から5年間行使できると定められています。前者の短期の行使期間は、立法当初は「6カ月」とされていましたが、実際の紛争事例ではこの期間を超過することが少なくないことから、2016年の法改正で「1年」に伸長されました(なお、2016年の特定商取引法改正では、同法9条の3で規定されている取消権の行使期間も、これに合わせるかたちで「6カ月」から「1年」に伸長されました(同条4項))。

もっとも、民法上の詐欺・強迫を理由とする取消権の行使期間は、「追認をすることができ

る時」から5年間、また、「行為の時」から20年間と定められています(民法126条)。それと比べると、改正を経てもなおかなり短い期間となっています。『逐条解説』は、その理由として、事業者の行う取引は、反復継続性の観点から迅速な処理が求められ、かつ、取引の安全確保、法律関係の早期の安定化に対する要請が強いことを挙げています。しかし、消費者被害には、例えば、「次々販売」のように、被害を受けたことに気づくまでに実際には相当の期間を必要とするものも少なくありません。そこで、期間をさらに延長することが望まれるところです。

ところで『逐条解説』では、行使期間の起算点である「追認をすることができる時」とは、取消しの原因となっていた状況が消滅した時を指すものとされています。具体的には、「誤認」型では消費者が誤認したことに気づいた時、また、「困惑」型では困惑を脱した時(=事業者・消費者が退去した時)、さらに「つけ込み」型である過量契約では合理的な判断ができない事情が消滅した時であるとされています。

ちなみに、裁判例をみると、起算点を後ろにずらすことで行使期間を伸長するものが見られます。例えば、「誤認」に気がついた時期が遅かったとしてそこから起算した事例(佐世保簡裁平成17年10月18日判決、『消費者法ニュース』68-1号61ページ[概要のみ])や「困惑」を脱した時期が契約締結時期ではなく、その後に商品の引取りを要請された時期であったとしてそこから起算した事例(東京簡裁平成15年5月14日判決、『消費者法ニュース』60号58ページ[要旨のみ])があります。

なお、法7条2項は、公衆の利益保護の要請が高く、会社法等で詐欺・強迫を理由とする取消しが制限されている株式・出資の引受けと基金の拠出につき、法4条1～4項による取消しを制限する旨を定めています。

*7 2017年の民法改正では、意思能力のない者がした契約は無効となるという規定が新設された(改正民法3条の2)。